

産業保健推進センター事業 関係法令等

独立行政法人通則法（抄）（平成11年7月16日法律第103号）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

独立行政法人労働者健康福祉機構法（抄）（平成14年12月13日法律第171号）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 療養施設（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。
- 二 健康診断施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号に規定する健康診断に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。
- 三 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
- 四 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条の二に規定

する事業場について、同法第十三条第二項 に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第一項 に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと。

五 労働安全衛生法第六十六条の二 の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと。

六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章 に規定する事業（同法第八条 に規定する業務を除く。）を実施すること。

七 リハビリテーション施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号 に規定するリハビリテーションに関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

八 被災労働者（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号 に規定する被災労働者をいう。）に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項 の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書（抄）

（制定 平成 16 年 4 月 1 日、改正 平成 23 年 4 月 1 日）

第 6 節 産業保健推進センター

（産業保健推進センターの業務）

第 30 条 産業保健推進センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援

（2）産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びに産業保健業務に従事する者に対するこれらの情報の提供

（3）産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関する相談

（4）産業医の選任義務のない事業場に対し国からの委託を受けて産業保健業務を行う団体に対する産業保健業務に関する助言その他の援助

（5）事業主に対する産業保健業務に関する広報及び啓発

（産業保健推進センターの設置）

第 31 条 産業保健推進センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。